

熊本県公報

第 1 1 5 5 3 号
平成 19 年 5 月 25 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護).....(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護).....(") 1
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所リハビリテーション).....(") 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所リハビリテーション).....(") 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....(森林保全課) 2
- ".....(") 2
- ".....(") 2
- ".....(") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護).....(高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護).....(") 3
- 指定居宅介護支援事業所の指定.....(") 3
- ".....(") 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止.....(障害者支援総室) 4

公 告

- 換地計画の決定.....(農村整備課) 4
- ".....(") 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見.....(商工政策課) 5
- 団体営土地改良事業の工事完了.....(農村計画・技術管理課) 5
- ".....(") 5

登 載 依 頼

- 少年指導委員の委嘱に伴う告示.....(警察本部少年課) 6

告 示

熊本県告示第 469 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ゆずの郷 上益城郡山都町下市 55 番地	株式会社 FTS	平成 19 年 5 月 11 日

熊本県告示第 470 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
 平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ゆずの郷 上益城郡山都町下市 55 番地	株式会社 FTS	平成 19 年 5 月 11 日

熊本県告示第 471 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
大橋通 山鹿市大橋通 705 番地	医療法人菅村会	平成 19 年 5 月 14 日

熊本県告示第 472 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
大橋通 山鹿市大橋通 705 番地	医療法人菅村会	平成 19 年 5 月 14 日

熊本県告示第 473 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 474 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 475 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 476 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 477 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション彩 熊本市東本町 1 番 77 号	株式会社笑福	平成 19 年 5 月 11 日

熊本県告示第 478 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション彩 熊本市東本町 1 番 77 号	株式会社笑福	平成 19 年 5 月 11 日

熊本県告示第 479 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
はなぞのケアセンター 熊本市花園五丁目 24 番地 54 号	社会福祉法人熊本厚生事業福 社会	平成 19 年 5 月 11 日

熊本県告示第 480 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
大橋通 山鹿市大橋通 705 番地	医療法人菅村会	平成 19 年 5 月 14 日

熊本県告示第 481 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン 熊本サポートセンター	熊本市帯山六丁目 3-37	居宅介護及び重度訪問介護	平成 19 年 4 月 30 日

公 告**熊本県公告第 479 号**

県営花房中央地区（第 2 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 5 月 28 日から
平成 19 年 6 月 22 日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 480 号

県営花房中央地区（第 1 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 5 月 28 日から
平成 19 年 6 月 22 日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 481 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 12 月 11 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ムサンプラザ
熊本市武蔵ヶ丘五丁目 264 番地 1 ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 5 月 25 日から平成 19 年 6 月 25 日まで

熊本県公告第 482 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	杉島 (富合町)	平成 18 年 10 月 20 日	平成 19 年 2 月 28 日	宇土八水土地改良区

熊本県公告第 483 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	玉名	平成 18 年 12 月 26 日	平成 19 年 3 月 28 日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	晩次郎	平成 18 年 12 月 26 日	平成 19 年 3 月 27 日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	塘添	平成 18 年 12 月 26 日	平成 19 年 3 月 29 日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	平町	平成 18 年 12 月 26 日	平成 19 年 3 月 26 日	玉名市土地改良区
農業用排水施設	梅林	平成 18 年 12 月 26 日	平成 19 年 3 月 27 日	玉名市土地改良区

登 載 依 頼

熊 本 県 公 安 委 員 会 告 示 第 7 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 25 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

- 1 委嘱年月日
平成 19 年 4 月 1 日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏名	連絡先	活動区域
岩石 恭典	096-323-0110（熊本北警察署生活安全課）	熊本北警察署管轄区域
東 和彦	”	”
中山 保隆	”	”
阪本 義忠	”	”
布田 昭	”	”
山本 政治	”	”
西園 謙吾	”	”
柳邊真理子	”	”
田上久美子	”	”
口元 明作	”	”
亀井 伸生	”	”
石原 正彦	”	”
菊池 智子	”	”
西野れい子	”	”
谷口 紀子	”	”
吉村 絹代	096-326-0110（熊本南警察署生活安全課）	熊本南警察署管轄区域
坂木 賢介	”	”
吉田 一美	”	”
木下 修	”	”
村田 幸博	”	”
福島 清文	”	”
山口 義人	”	”
島田 ゆき	”	”
岡野 孝彦	096-368-0110（熊本東警察署生活安全課）	熊本東警察署管轄区域
伊藤 和子	”	”
糸山 浩美	”	”
橋本 明	”	”
寺田健次郎	”	”
上田 純一	”	”
大久保幸也	”	”
宮津 美光	”	”
富田 康之	”	”
角田 逸雄	0968-74-0110（玉名警察署生活安全課）	玉名警察署管轄区域
城戸 勝也	”	”
野田 芙美	”	”
一二三 宏	0968-68-5110（荒尾警察署生活安全課）	荒尾警察署管轄区域
宮脇 幸生	”	”
風間 栄一	”	”

富田 栄二	0968-44-0110 (山鹿警察署生活安全課)	山鹿警察署管轄区域
立花 直美	"	"
前田 一宏	"	"
宮川健一郎	0968-24-0110 (菊池警察署刑事・生活安全課)	菊池警察署管轄区域
樋口 正博	"	"
境 敬一郎	"	"
鹿子木 進	096-294-0110 (大津警察署生活安全課)	大津警察署管轄区域
坂本 秀輝	"	"
上村 修一	0967-22-5110 (阿蘇警察署刑事・生活安全課)	阿蘇警察署管轄区域
佐藤 義次	"	"
岩田 穂治	0964-33-0110 (宇城警察署生活安全課)	宇城警察署管轄区域
松下 哲夫	"	"
浦野 巽	"	"
平野 次秋	0965-33-0110 (八代警察署生活安全課)	八代警察署管轄区域
松本 一幸	"	"
市村 直子	"	"
寺田 公子	"	"
橋口 和之	"	"
中野 博視	"	"
川原 清藤	0966-24-4110 (人吉警察署生活安全課)	人吉警察署管轄区域
片山 隆三	"	"
源嶋 正人	"	"
吉田 健一	0969-24-0110 (天草警察署生活安全課)	天草警察署管轄区域
橋本 隆敏	"	"
新川 清司	"	"

